

秋田県SDG s パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDG s の理念に基づいて取組を行う県内企業等の登録制度を設けることにより、これらの取組を広く周知するとともに、登録を受けた県内企業等の連携を促進し、企業価値の向上、競争力の強化等を通じた県内におけるSDG s の普及及び持続可能な地域・社会づくりに向けた活動の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDG s 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標 (Sustainable Development Goals) をいう。
- (2) 県内企業等 秋田県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、地方公共団体その他の団体及び個人事業主をいう。
- (3) 秋田県SDG s パートナー 次条第1項の登録を受けた県内企業等をいう。

(登録)

第3条 知事は、SDG s 達成に向けて県内企業等が行う具体的な取組を促進するため、SDG s の理念に基づいて取組を行う企業の登録を行うものとする。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、秋田県SDG s パートナー登録(報告・更新)申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) SDG s 達成に向けた宣言書(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、次条の登録要件を満たすかどうかを審査し、第1項の登録を行うことが適当であると認めるときは、当該申請をした県内企業等を秋田県SDG s パートナーとして登録するとともに、秋田県SDG s パートナー登録証(以下「登録証」という。)を交付し、別記に定めるオリジナルロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用を認めるものとする。

4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、当該秋田県SDG s パートナーをSDG s 達成に向けて積極的に取り組む県内企業等として県ウェブサイト等において公表するものとする。

5 秋田県SDG s パートナーは、自社(団体)ウェブサイト等における取組内容の公表に努めるものとする。

(登録要件)

第4条 前条第1項の登録は、次の各号のいずれにも該当するものについて行うものとする。

- (1) SDG s 達成に向けた取組方針等を宣言すること。
- (2) 「経済」・「社会」・「環境」の3側面の取組及び目標を設定すること。
- (3) SDG s 達成に向け、既に取り組む、又は登録後に取り組む具体的な取組内容を記載すること。

- (4) 前号に規定する取組内容とSDGsの17のゴールとの関係性が明確であること。
- (5) 構成員が秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（登録の期間及び更新）

- 第5条 登録証の有効期間及びロゴマークの使用期間は、登録を受けた日から3年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする秋田県SDGsパートナーは、知事に対し、登録の更新を申請することができる。
 - 3 登録の更新の申請は、原則として、登録の有効期間満了前60日から登録の有効期間満了日までの間に行うものとする。ただし、その期間内に登録の更新の申請ができないときは、登録の有効期間満了日から30日を経過する日までに登録の更新の申請をすることができる。
 - 4 知事は、秋田県SDGsパートナーが、前項ただし書に規定する日までに登録の更新の申請をしない場合には、その登録更新を辞退したものとみなすことができる。
 - 5 第3条第2項から第5項まで及び前条の規定は、登録の更新について準用する。
 - 6 登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の変更）

- 第6条 秋田県SDGsパートナーは、第3条第2項に規定する書類に記載した事項に変更があったときは、速やかに、秋田県SDGsパートナー登録内容変更届（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

（登録の取下げ）

- 第7条 秋田県SDGsパートナーは、登録の取下げをしようとするときは、秋田県SDGsパートナー登録取下届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、当該秋田県SDGsパートナーの登録を抹消しなければならない。

（登録の取消し）

- 第8条 知事は、秋田県SDGsパートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消し、登録証及びロゴマークの使用を中止させることができる。
- (1) 虚偽又は不正の手段により登録又は更新をしたことが判明した場合
 - (2) 登録証又はロゴマークが不正に使用された場合
 - (3) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
 - (4) 正当な理由がなく第10条の規定による報告をしない場合
 - (5) 県内企業等としての活動実態又はSDGs達成に資する活動実態がないことが判明した場合
 - (6) 電話、電子メール、手紙等による連絡をとることができなくなり、1年を超えた場合
 - (7) その他知事が登録を取り消すことが適当であると認める場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた秋田県SDGsパートナーに通知するものとする。

(ロゴマークの使用)

第9条 ロゴマークの使用については、秋田県SDGsパートナーであること及びSDGsに関する活動を広く広報する目的にのみ使用し、次の目的での使用は禁ずる。

- (1) ロゴマークを商品及びサービスに一定の品質又は効能を有するように使用すること。
- (2) ロゴマークにより商品及びサービスに一定の認証等があるように使用すること。
- (3) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。

(取組の進捗状況の報告)

第10条 秋田県SDGsパートナーは、登録の更新に合わせて、その進捗状況を確認するものとし、第3条第2項に規定する書類により知事に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、秋田県SDGsパートナーは、随時第3条第2項に規定する書類により進捗状況を知事に報告することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、随時、活動状況確認の参考となる資料の提出を秋田県SDGsパートナーに求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、秋田県SDGsパートナー登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記)

ロゴマーク

(1)



(2)



「秋田県SDGsパートナー登録制度実施要綱」の改正について

1 改正理由

秋田県SDGsパートナー（以下、「パートナー」という。）の登録の更新に係る申請期間を明示するとともに、進捗状況の報告回数を変更することにより、パートナーの手続きを明確かつ簡略にする必要がある。

2 改正内容

- (1)登録の更新の申請期間を、原則として、登録の有効期間満了前60日から登録の有効期間満了日までの間に行うものとする。ただし、その期間内に更新の申請ができないときは、登録の有効期間満了日から30日を経過する日までに登録の更新の申請をすることができることとする。
- (2)パートナーが前記に規定する日までに登録の更新の申請をしない場合には、その登録更新を辞退したものとみなすことができることとする。
- (3)進捗状況報告は3年に1度の更新の際に行えば足りることとする。なお、その期間以外の進捗状況報告を妨げるものではないことも明示する。
- (4)その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

- (1)この要綱は、令和7年4月1日から施行することとする。

秋田県SDGsパートナー登録制度実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(登録の<u>期間</u>及び更新)</p> <p>第5条 登録証の<u>有効期間</u>及びロゴマークの<u>使用期間</u>は、登録を受けた日から3年とする。</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする秋田県SDGsパートナーは、<u>知事に対し、登録の更新を申請することができる。</u></p> <p><u>3 登録の更新の申請は、原則として、登録の有効期間満了前60日から登録の有効期間満了日までの間に行うものとする。ただし、その期間内に登録の更新の申請ができないときは、登録の有効期間満了日から30日を経過する日までに登録の更新の申請をすることができる。</u></p> <p><u>4 知事は、秋田県SDGsパートナーが、前項ただし書に規定する日までに登録の更新の申請をしない場合には、その登録更新を辞退したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>5 第3条第2項から第5項まで及び前条の規定は、登録の更新について準用する。</u></p> <p><u>6 登録の更新</u>がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(取組の進捗状況の報告)</p> <p>第10条 秋田県SDGsパートナーは、<u>登録の更新に合わせて、</u>その進</p>	<p>(登録の<u>期限</u>及び更新)</p> <p>第5条 登録証の<u>有効期限</u>及びロゴマークの<u>使用期限</u>は、登録を受けた日から3年とする。</p> <p>2 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする秋田県SDGsパートナーは、<u>第3条第2項に規定する書類を知事に提出するものとする。</u></p> <p>3 第3条第<u>3</u>項から第5項まで及び前条の規定は、登録の更新について準用する。</p> <p>4 <u>前項の場合において、更新の登録</u>がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(取組の進捗状況の報告)</p> <p>第10条 秋田県SDGsパートナーは、<u>少なくとも登録の日から1年が</u></p>

捗状況を確認するものとし、第3条第2項に規定する書類により知事に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、秋田県SDGsパートナーは、随時第3条第2項に規定する書類により進捗状況を知事に報告することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、随時、活動状況確認の参考となる資料の提出を秋田県SDGsパートナーに求めることができる。

(略)

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

経過するごとに、その進捗状況を確認するものとし、第3条第2項に規定する書類により知事に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、随時、活動状況確認の参考となる資料の提出を秋田県SDGsパートナーに求めることができる。

(略)

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。